

第 19 回ふじみ野市ロードレース大会競技規則

- 1 本大会の競技は日本陸上競技連盟競技規則を準用し、他は本規則により実施する。
- 2 参加を申し込んだ競技者本人以外の代理出走は認めない。ただし、親子の部の保護者の病気等による他の保護者への交代は認める。
- 3 コース環境及び運営の都合上、車いすによる参加は認めない。視覚障がい者の参加については、必ず伴走者をつけ、知的障がい者については、必要に応じて伴走者をつけること。それ以外の伴走は認めない。伴走者の氏名、年齢、住所も申込書に記載して申込むこと。
- 4 記録は IC チップを用いた自動応答計時システムにより、スタート信号器（ピストル）の合図から、競技者がフィニッシュラインに到達するまでを計るものとする。ただし、親子の部の記録については IC チップをつけた競技者のフィニッシュライン到達時までを計るものとし、手を離して親子ばらばらにゴールした場合は失格とする。
- 5 競技中に次に挙げる行為があった場合は、規則違反による失格とする。規則違反行為の裁定は、監察員の報告に基づき審判長が行う。
 - (1) 申込みと異なる部門に出走した場合。
 - (2) 2 回の不正スタートをした場合。
 - (3) 規定のコースを外れて走行し、規定のコースから逸脱した地点に戻らずそのままゴールまで走行した場合。
 - (4) 交差点等の右折箇所において極端にショートカットした経路で走行した場合。
 - (5) 他の競技者の走行を著しく妨げたと認められる場合。
- 6 スタート時において次に掲げる状態が生じた場合は、スタート信号器（ピストル）の 2 度撃ちまたは、ホイッスル音により速やかに競技を中止し、再スタートを行うものとする。
 - (1) 不正スタートがあった場合。
 - (2) スタート直前または直後に多数の競技者が転倒するなど、危険な状態が生じた場合。
 - (3) スタート信号器（ピストル）音が正常に発せられなかった場合。